業 務 委 託 設 計 書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

令和	会計種別	款	項	目	所　属	設　計	提　出	請　負
8　年度	一般会計	土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費	東区建設部地域整備課	令和8年6月	令和8年6月	一般競争入札

業務金額	業務名	業務場所	委託期間
金　　円	主要地方道広島中島線（福田工区）用地測量業務 （８－１）	東区福田六丁目	150　日間 契約締結の日から まで

施行理由

本業務は、主要地方道広島中島線の道路拡幅改良に伴う用地測量業務を下記のとおり委託するものである。

業務概要

記

調査業務	一式
測量業務	一式
書類の作成等	一式

業務金額	業務名
金　　円	主要地方道広島中島線（福田工区）用地測量業務（８－１）

（甲）内訳

名称・作業項目			単位	数 量	単　価	金　　額	摘　　要
調査業務	資料調査	公簿類	式	1			
	資料調査	地図類	式	1			
	資料調査	図面類	式	1			
	現地調査	事前調査	式	1			
	筆界確認	多角測量	式	1			
	筆界確認	復元測量	式	1			
	筆界確認	画地調整（復元）	式	1			
	筆界確認	画地調整（復元：加算）	式	1			
	筆界確認	画地調整（分筆）	式	1			
	筆界確認	画地調整（分筆：加算）	式	1			
	立会業務	民有地（B　測距・検索）	式	1			
	立会業務	公共用地（Bランク）	式	1			
調査業務　計							

名称・作業項目		単位	数 量	単　価	金　　額	摘　　要
面積測量	（100㎡以下）	件	1			
面積測量	（400㎡以下）	件	1			
境界標設置	境界標埋設	式	1			
測量業務　計						
書類の作成等	官民境界確認書	件	2			
	民民境界確認書	件	1			
	分筆地形図	件	1			
	分筆図作成	件	1			
	現地調査書	件	1			
	地積測量図作成（全筆）	件	1			
	交渉調印業務	式	1			
書類の作成等　計						
業務原価						
消費税及び地方消費税相当額		式	1			
業務金額						

用 地 測 量 業 務 仕 様 書

1　本仕様書は、主要地方道広島中島線（福田工区）用地測量業務（８－１）に適用する。

2　本業務の実施区域は、別添図面のとおりである。

3　本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市調査職員と連絡を密接にとりながら作業を進めるとともに、作業内容等の報告を行うこと。

4　本仕様書等に明示していない事項又は明示された内容に疑義が生じた場合は、本市調査職員と協議すること。

5　本業務において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

6　本業務は、契約締結者（受注者）が見積積算した額により契約するものであり、原則として変更契約は行わない。

　ただし、業務の履行状況により、設計図書で明示されていない履行条件について、予期することができない特別な状態が生じたり、新たに作業項目を追加せざるを得ない状態が生じたりするなど、やむを得ない事由が生じた場合は、変更契約を行うことがある。

7　成果内容に誤りがあった場合又は精度に欠けると認められた場合には、検査に合格した後においても修正又は再測量等を行うこと。

8　官民境界及び民民境界の立会日時等の調整については、受注者が行うこと。

9　公共施設（道路、河川等）管理者である公共機関との境界立会において必要な申請書類については、受注者が作成し、本市調査職員が依頼を行うものとする。

10　戸籍謄本、戸籍附表及び住民票等の交付を本市調査職員に依頼する場合は、一覧表を作成し提出すること。

11　成果品については、次のとおりとする。

⑴　土地登記簿調査表
⑵　権利者調査表
⑶　法務局備付公図及び地積測量図の写し
⑷　登記事項証明書
⑸　官民境界確認書（関係者の調印済）

⑹　民民境界確認書（関係者の調印済）
⑺　分筆地形図
⑻　地積測量図（登記申請用）
⑼　現地調査書
⑽　測量成果品　一式
（観測手簿、多角点計算書、多角点網図、境界点計算書、面積計算書、用地実測図、用地平面図、精度管理表、境界立会簿、境界杭等の設置状況写真　等）
⑾　その他（本市調査職員が指定した必要書類等）

※　成果品の提出は、製本したもの 2 部（うち 1 部コピー）及び原図一式（作成図面）各 1 部（作成図面については、電子データ（DWG 形式又は SFC 形式）を CD-R 等で 1 部提出）

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者の監督）

第３　受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第４　受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外の利用及び提供の制限）

第５　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第６　受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第７　受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第８　受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第９　受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（安全管理措置）

第１０　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所以外での業務の禁止等）

第１１　受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等（電磁

的記録を含む。以下同じ。）を持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第１２　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第１３　受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに返還、引渡し又は発注者の指定する方法により破棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

（取扱状況の報告及び調査）

第１４　発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（事故発生時における報告等）

第１５　受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

（契約解除）

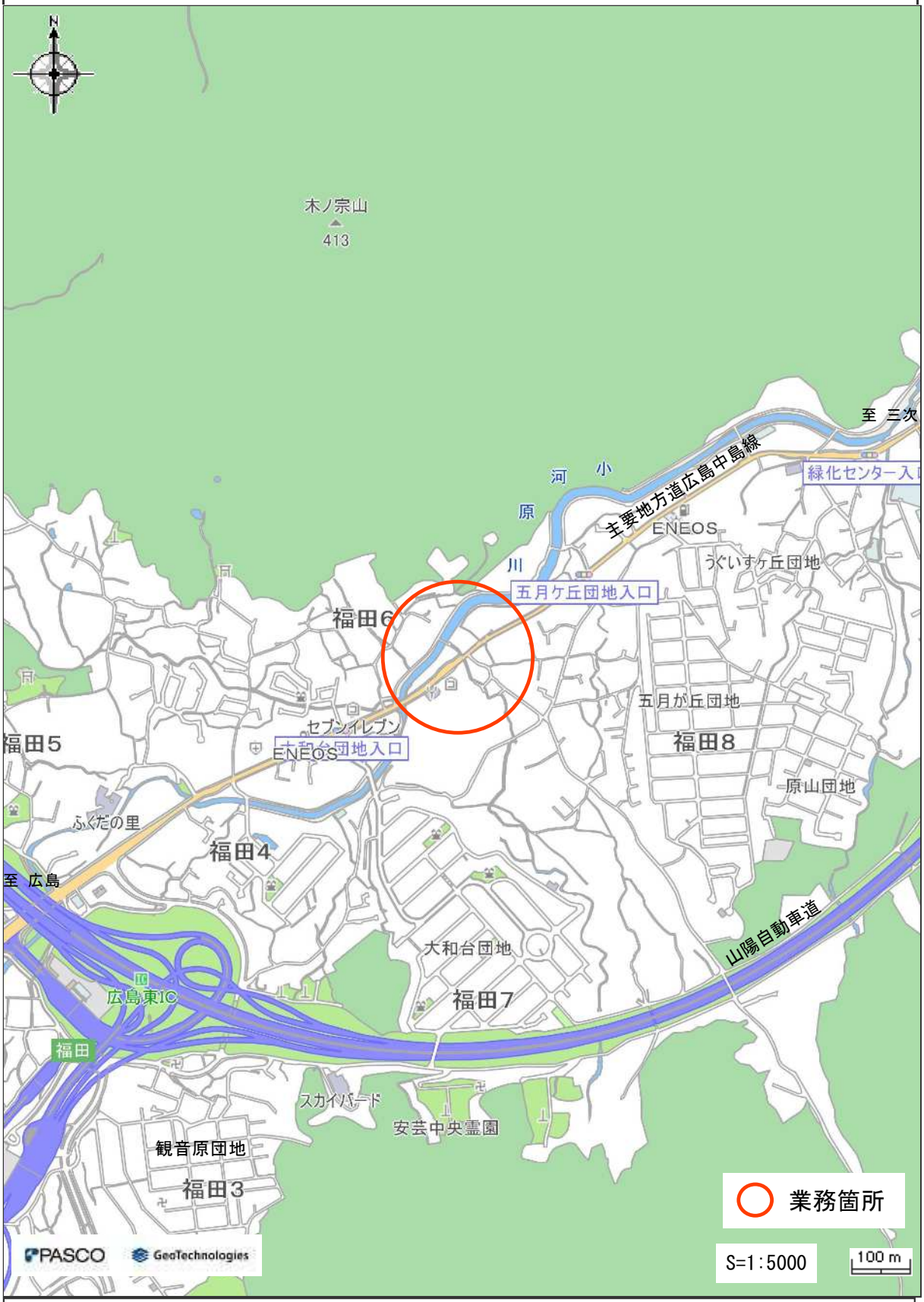
第１６　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第１７　業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

位　置　図

中心地　|　広島市東区福田６丁目 付近



印刷日時:2026/05/29 17:32:18

位　置　図

中心地　|　広島市東区福田６丁目 付近



印刷日時:2026/05/29 17:26:49